

行財政改革待ったなし！ ～持続可能な茅野市であるために～

Vol.14 未来を創るネーミングライツパートナー募集

☎ 財政課 管財係 ☎72-2101（内線 162・163）

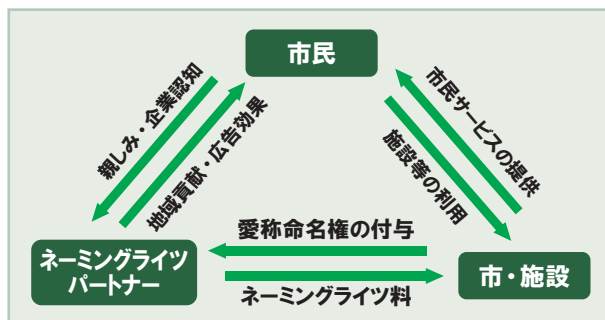
茅野市の公共施設や主催イベント等に「愛称」をつけますか？

茅野市では行財政改革として収入確保の拡大を取組の1つとし、ネーミングライツの導入をしています。茅野市の公共施設、主催するイベント等に「愛称」をつける企業、団体等を募集していますので、ご興味がある方はお気軽に財政課管財係までお問い合わせください。

ネーミングライツとは？ 目的は？

企業や団体等が、施設やイベントなどに「愛称」をつける権利を購入することで、広告効果を得られるほか、地域貢献活動に繋がります。

一方、市や施設はその対価としてネーミングライツ料を得ることで運営資金等の財源を確保するとともに、対象施設等の魅力の向上を図ることを目的としています。



●ネーミングライツの種類

- ①市が公募した施設について企業、団体等が応募するもの。（特定募集型）
- ②企業、団体等が愛称をつけたい施設等を選び市に提案するもの。（提案募集型）

●ネーミングライツの特典

- ①施設看板や案内看板等の表示の変更ができる。（費用は企業、団体等が負担）
- ②対象施設での企業、団体等の販売促進物の展示、広告、頒布等ができる。

令和6年10月分から 児童手当制度が変わりました

☎ こども課 こども・家庭支援係 ☎72-2101（内線 614）

改正内容

- 1 所得制限の撤廃
- 2 支給期間を高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日）までに延長
- 3 支給回数を偶数月の年6回に変更
- 4 第3子以降の手当額を30,000円に増額



第3子以降とは？

22歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます

申請について

以下の方は、申請が必要な可能性があります。申請方法は茅野市公式ホームページをご確認ください。

- ① 所得上限超過により、手当を受給していない方
- ② 高校生年代の子のみを養育している方
- ③ 平成14年4月2日～平成18年4月1日生のお子さんを含めて3人以上の子を養育している方（親の経済的負担がある場合）



ホームページ
はこちらから

申請期限

令和7年 **2月28日（金）** まで



新規申請が必要な方については、住民登録状況を基に案内通知を送付しています。
届いていない場合は、こども・家庭支援係までお問い合わせください。